

閱覽用

令和2年7月20日

## 第7回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第7回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月20日(月) 午後2時56分から午後3時58分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

### 農業委員 (19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

### 農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

#### 4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（1名）

23番 平 義一 委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第48号 現況確認証明申請について

第4 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第54号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第7回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時56分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員 19名中、19名、推進委員 19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、23番平義一委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、13番安齋栄委員、14番菅野一紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、議案第48号「現況確認証明申請について」を議題といたします。


事務局の説明を求めます。


事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第48号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・、登記地目・田、現況地目・田、面積・45㎡、非農地の事由・今後、耕作をする予定がないことから地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。なお、当該地は草木等があるものの耕作が著しく困難とは考えられず、再生不可能ではないと判断されるため、二本松市農業委員会非農地判断基準を満たしていないと判断されるものであります。

番号2、農地の所在・、登記地目・畑、現況地目・原野、面積615㎡、非農地の事由・平成4年頃から耕作しておらず、そのまま放置

していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであるため、やむを得ず非農地と判断されるものであります。なお、所有者氏名につきましては、議案書記載の通りであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第48号番号1について現況確認の報告をいたします。

6月23日午前10時より現地にて遊佐幸吉推進委員と伊藤金志推進委員と事務局から野地さんと遊佐さんの5名で現地確認を行いました。内容は事務局説明の通りで、非農地に出来ないと判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第48号2番につきまして現地確認の内容の説明をいたします。

6月30日午前10時より私と推進委員の平委員、松本委員、並びに事務局より長谷川さん、遊佐さんの5名で現地を確認しました。なお、現地は山すそに広がる農地でありまして、荒廃化が著しく荒れていて、またそこに入る1メートル位の水路があるんですけど、その跡形も何もないということで再生不可能と見て申請通り原野と判断しましたので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第48号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは議案第48号については、1と2に分けて採決いたします。

まず、議案第48号1について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第48号1については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、議案第48号2について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第48号2については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　それでは、日程第4、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号2につきましては、譲渡人は、被相続人[REDACTED]の相続財産管理人であり、相続人不在により耕作不能であるため、経営規模拡大を図る譲受人に、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、番号3につきましては、貸付人は経営移譲年金受給のため、借受人は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4と番号5につきましては、申請人が自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

次に、番号6につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。



34番（松本正典）委員 議案第49号農地法第3条の規定による許可申請  
についての1番について調査結果を報告いたします。

7月12日午後2時より農業委員の佐藤勝則委員と共に、現地において譲受人のお父さんになります[ ]さんと現地で確認いたしました。尚、譲渡人の[ ]さんにつきましては電話で確認をいたしました。調査の結果、特に問題はなく私としては許可適当と思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

31番（大内信一）委員 議案第49号2について調査内容を報告します。

7月15日午前8時より農業委員の佐藤孝志さんと私と譲受人・[ ]さんと現地において聞き取り調査を行いました。[ ]さんは、その畑の上に自分の畑がありまして、入り口になるので気兼ねなく行けるようになるとのことでした。なお、相続財産管理人の[ ]さんの方には電話で確認したところ間違いのないことでした。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、特に問題がないかと思えます。許可適当と考えますので審議の方よろしく申し上げます。

20番（佐藤一男）委員 議案第49号3番について報告させていただきます。

7月12日午後5時より自宅にて[ ]さん、[ ]さんに聞き取りいたしました。農業委員の菅野委員と共に聞きまして、事務局説明の通りでありますので、ご審議よろしく申し上げます。

25番（菅野正寿）委員 議案第49号4番、5番、6番について調査内容

をご報告いたします。

去る7月16日、武藤一夫委員と現地にて■■■■さん、■■■■さんと共に交換の話を確認した結果、許可適当であると判断いたしましたので審議のほどよろしく願いいたします。

議案第49号の6番について、同じ日の7月16日に武藤一夫委員と現地にて、貸付人・■■■■さん並びに借受人・■■■■さんと共に現地を確認した結果、許可適当と判断いたしましたので皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第49号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第49号1から6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第50号「農地法第4条第1

項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第50号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、宅地としての需要が見込まれる申請地に宅地分譲を計画します。宅  
地分譲後の汚水については公共下水道に接続し排水します。農地区分について、  
申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので、第  
3種農地と判断されるものであります。

番号2、議案第52号2と同一事業となります。経営している介護施設の駐  
車場が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農  
地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種  
農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日  
常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することがで  
きると判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。昭和45年頃から使用していた倉庫、平成元  
年頃から使用していた作業場、昭和60年頃から使用していた進入路が違反転  
用状態であった事が判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地

区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号4、現在使用している住宅への進入路が建築基準を満たしていないことが判明したため、申請地に新たな進入路を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、事後申請となります。平成27年頃から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第50号番号1について調査内容を報告いたします。

7月17日午前10時より現地にて申請人・[REDACTED]さんの息子さんである[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、第3種農地ということもあり特に問題ないため許可適当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

14番（菅野一紀）委員 議案第50号番号2について調査内容を報告します。

7月18日午前10時より推進委員の大石忠雄さんと共に申請人・[REDACTED]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。現場は二本松市民プール前の土地であり、開発が進む中、取り残されたような場所にあります。特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第50号番号3について調査内容を報告いたします。

7月18日、推進委員の安齋浩一さんと共に、申請人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。父親の代から農地の一部を転用しないまま使用していたということで顛末書も出ております。調査の結果、営農には必要な道路であるので今回はやむを得ず許可をしないと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第50号番号4について調査内容を報告いたします。7月18日に推進委員の安齋浩一さんと共に、申請人の[ ]さんから内容を聞き取り現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、周りの農地に影響がないため許可適当と考えるので、ご審議よろしく願いいたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第50号番号5について調査内容をご報告いたします。

去る11日午前に遊佐一夫推進委員と共に、現地にて申請人・[ ]さんの奥さんに聞き取り、説明を受けました。内容は事務局説明の通りです。進入路の転用ということで[ ]さん名で顛末書も出ていますので、許可すること、やむを得ないかと思えます。皆様方の審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第50号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第50号1から5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初許可年月日・平成10年10月12日付け福島県指令北農林第5377号、変更理由・譲受人は当初住宅建築を計画していましたが、資金繰りの関係もあり事業を断念しました。今般、宅地需要の増加を受け事業計画を宅地分譲に変更します。

番号2、議案第52号5と同一事業となります。当初許可年月日・令和2年6月25日付け二本松市指令農委第124号、変更理由・公共事業で発生する土量が増加し残土置場が不足するため、事業計画の区域を変更します。

議案書10ページをご覧ください。

番号3、議案第52号12と同一事業となります。当初許可年月日・令和2

年5月26日付け二本松市指令農委第108号、変更理由・事業の安定化・効率化のため、事業計画地の区域を変更し、工事期間を延長します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第51号番号1について調査内容をご報告いたします。

7月17日午前10時より現地にて、譲受人の[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の方には以前に確認が取れているということで、改めての確認はしておりません。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、特に問題ないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第51号2番につきまして調査内容をご報告いたします。

今回の申請地内容につきましては、約2,600㎡の追加ということで、7月16日午前10時に奥平会長、事務局より野地係長、長谷川さん、平委員と私で、あと業者の[REDACTED]さんの6人で現地に向かいました。調査内容は事業計画の変更で何ら問題ないと思います。なお、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんにつきましては、かなり低い農地になっておりますが、12日午前11時半に集まっていただき話をしましたところ、今から20年前に道路改良工事を



する時から耕作していない状況であったとのこと。皆様のご審議よろしくお願いたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第51号3番について調査内容を報告します。

ここは5月に、5,000㎡を超えるということで、岩代地区の農業委員と推進委員の方に現地を見ていただいたところでした。3,320㎡プラスになっているので、5,349㎡が8,669㎡になっているところです。そして、7月12日に■■■■さんと■■■■さんの奥さんと遠藤伝栄推進委員と私と4人で現地調査いたしました。何ら問題ないと思いますので皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第51号1から3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第51号1から3について

は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、議案第50号2と同一事業となります。借受人が経営している介護施設の駐車場が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になった

ため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、業務拡大に伴い、申請地に製作所の建替えを計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号5、議案第51号2と同一事業となります。一時転用となります。公共工事の受注に伴い残土捨場が必要となるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、                    ・                    は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断され、                      
            ・                    については農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号6、譲受人は実家に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可す

ることができる判断されるものであります。

番号7、住宅新築に伴い、奥側農地への進入路および新築住宅への進入路が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができる判断されるものであります。

番号8、借受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができる判断されるものであります。

番号9、事後申請となります。平成27年から使用していた進入路が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができる判断されるものであります。

議案書15ページから18ページにかけてご覧願います。

番号10、工場増設に伴い、新たに駐車場が必要となったため申請地に計画

します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号11、日照条件の良い申請地に太陽光発電事業を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書18ページから20ページにかけてご覧願います。

番号12、議案第51号3と同一事業となります。再生可能エネルギーの導入推進及び土地の有効活用の観点から申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号13、去年の台風により集会所が損壊したため、申請地に建替えを計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第52号番号1について調査報告をいたします。

7月17日午前10時30分より現地にて、譲渡人・[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[REDACTED]さんからは当日都合が悪いということで、電話にて申請に間違いはないというお答えでした。内容は事務局説明の通りです。調査結果、第3種農地となり特に問題ないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第52号番号3について調査内容をご報告いたします。7月17日午前11時より現地で譲渡人の[REDACTED]さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[REDACTED]さん[REDACTED]さんには電話にて内容に間違いはないということで確認をとりました。内容は事務局説明の通りです。調査結果、第3種農地でもあり特に問題がないため許可適当と考えられますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

14番（菅野一紀）委員 議案第52号番号2について調査内容を報告します。

7月18日午前10時より推進委員の大石忠雄さんと共に貸付人の[REDACTED]さん及び借受人の[REDACTED]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。またこの案件は、議案第50号番号2と同一事業となります。調査の結果、特に問題なく許可適当と考える。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第52号番号4について調査内容を報告いたします。

7月18日、譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さん  
んから内容を聞き取り、推進委員の安齋浩一さんと共に現地調査を行いました。  
内容は事務局説明の通りです。調査の結果、周辺の農地に影響がなく特に問題  
がないため許可適当と考えるので、ご審議よろしくお願いたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第52号5番につきまして調査内容をご報告い  
たします。

先に説明した議案第51号2と同一事業でありまして、何ら問題なく許可適  
当と思われまので、皆さんのご審議よろしくお願いたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第52号番号6、7、8、9について調査内  
容をご報告いたします。

まず、6番について、17日の午前10時、遊佐一夫推進委員と共に現地  
にて譲渡人の[ ]氏から事情を聞き、また説明を受けました。内容は事務局  
説明の通りです。なお、譲受人の[ ]さんは、当日都合が悪く、電話で申  
請に間違いのないことを確認いたしました。なお、2人は親子関係です。特に問  
題なく許可適当と考えました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

次に、番号7について、番号6と同じ申請人で転用の申請で、こちらは貸借  
です。特に問題なく許可適当と考えました。皆様方のご審議よろしくお願い  
いたします。

続いて、番号8について、7月17日午前11時40分、遊佐一夫推進委員  
と共に現地にて貸付人の[ ]氏から聞き取り調査説明を受けました。内

容は事務局説明の通りです。借受人の[ ]氏は都合が悪いということで電話での聞き取りで申請に間違いはないとのことでした。なお、2人は親子関係です。特に問題なく許可適当と考えました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、番号9について調査内容を報告いたします。17日午前11時10分に遊佐一夫推進委員と共に現地にて譲受人の[ ]さんの奥さんに聞き取り調査、説明を受けました。内容は事務局説明の通りです。なお、譲渡人の[ ]氏、[ ]氏、[ ]氏は都合が悪く電話での確認でした。申請に間違いなく、事後申請で間違いありませんということで、顛末書も出ています。許可することをやむを得ないと考えます。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

24番（堀川英二）委員 議案第52号番号10について調査内容を報告いたします。

7月12日、日曜日午後から野地太郎委員と私が現地にて譲渡人の[ ]さんをはじめ議案書に列記されている方々7名全員と、聞き取り内容を確認いたしました。日曜日だったので、全員会うことができたのは幸いでした。転用理由通りということで譲渡人の全ての方々より確認をいただきました。また、7月16日・木曜日、午後2時から5,000㎡を超える大規模農地転用許可申請ということで、安達地区農業委員・推進委員8名と事務局より野地係長、長谷川さん、行政書士の[ ]さん、[ ]さん他2名の方で、



現地にて今までの経緯と調査内容の説明がありました。特に雨水排水は集水枡を設けて側溝に流出させる計画ですが、隣接者関係に支障がないかということがありましたので、万が一のことを想定いたしまして、業者に再度依頼、報告する旨の報告がありました。なお、運用管理については隣接者との了解も得ておりますので何ら問題はないと思います。同意も得ておりますので、内容につきましては事務局説明の通りで、私としましては問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願いたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第52号11番、12番についてご説明いたします。

11番については、■■■■さんから12日に現地にて説明を受けました。何ら問題ないと思います。

12番については、先ほどの変更申請と同じところであります。出て来ない方には電話で確認をいたしまして、現地を確認させていただきました。■■■■  
■■■■さんは電話に出られなかったので、代理人の行政書士事務所に電話で確認しました。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いたします。

28番（石川重彦）委員 議案第52号番号13について聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

7月17日午前11時30分より現地において貸付人の■■■■さん、■■■■さん、農業委員の武藤栄利さんと私の4名で現地で聞き取り調査をしました。何ら問

題ないと思われましたので許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第52号1から13について、原案のとおり許可することに賛成の委員  
は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第52号1から13につい  
ては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第53号「農業経営基盤強化  
促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題とい  
たします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に  
ついて（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、7月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書28ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区・25筆47,806㎡、安達地区・2筆2,519㎡、東和地区・7筆6,209㎡、合計・34筆56,534㎡の計画内容でございます。なお、新規設定は議案書21ページの番号1番、議案書22ページの番号5番、番号8番、議案書24ページの番号9番、番号12番、番号13番、番号14番、議案書26ページの番号15番、番号16番の計9件となります。

番号12から番号16までの5件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から16の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号1から16について原案のとおり承認することに賛成の委員は  
挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第53号1から16につい  
ては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第54号「農地中間管理事業  
に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書29ページをご覧ください。

議案第54号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見  
について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利  
用配分計画案について意見を求める。

令和2年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第53号で決定をいただきました農地中間管理機構  
である福島県農業振興公社と番号1が[ ]、番号2が[ ]との間で、  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用

地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第54号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第54号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第7回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時58分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年7月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 安齋 栄

署名委員 菅野 一紀